

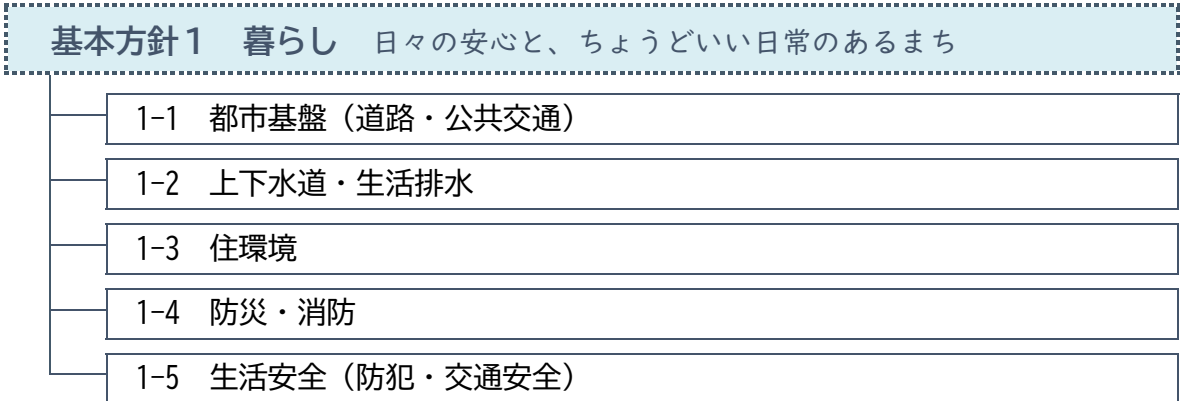
基本方針 1 暮らし 日々の安心と、ちょうどいい日常のあるまち



基本方針を取り巻く環境

- 地方が生活や仕事の受け皿となるためには、地域資源を生かし、道路網や橋梁、上下水道といったインフラ資産の整備や定期的な点検等による維持管理を通じて、人が集い、快適で暮らしやすい住生活、活力ある社会経済活動の活性化につながる都市基盤の確保が重要となります。
- 本町の道路交通網は、九州自動車道と国道 3 号、主要地方道久留米立花線、湯ノ原合川線が町内を南北に、主要地方道三潴上陽線が東西に通じ、町内拠点及び町外の自治体、鉄道交通へつながっています。国道 3 号バイパスの早期実現は、超過する交通容量の解消をはじめ、広川中核工業団地や町内外の拠点をつなぎ、新たな産業の展開や地域発展への基盤として期待されています。
- 町内には一級河川筑後川水系「広川」が東から流れ、その流域に細長い盆地状の平野をつくり筑後川に注いでいます。近年は、令和 5 年 7 月の九州北部を襲った豪雨により、未曾有の浸水被害を受けるなど、今後も想定を超える集中豪雨の発生が懸念されています。こうした自然災害に迅速に対応し、被害を最小限に抑えられるよう、自助・共助・公助による地域防災力の強化、減災を目標にした災害に強い強靱なまちづくりを推進していくことが重要となります。
- 犯罪などの日常生活における様々な不安の解消に向けた取り組みを推進することで、日々の安心と、これからも暮らし続けたいと思える幸福感や満足感のある生活環境が備わったちょうどいい日常を確保していくことが求められます。

[基本方針の構成と展開]



施策1-1 都市基盤（道路・公共交通）

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 人と車が安全に往来できるよう、道路の整備、維持補修が行き届いており、町内外へのヒト・モノの移動・輸送を支えています。
- 住民が安全・安心、快適に外出できる移動手段が確保され、人や地域を相互につないでいます。

施策大綱

- 国道、県道においては、国道3号バイパスの早期実現と県道三瀬上陽線等の主要地方道の整備に向けて、積極的に要請していきます。また、町道においては、環状道路となる幹線道路の整備と生活道路における安全対策の整備を進めます。道路施設等の長寿命化計画に基づき計画的な舗装修繕のほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁の長寿命化を推進するなど、安全で快適な道づくりを目指します。
- 公共交通では、バス路線やデマンドタクシーの運行の維持継続、高速バスの利用促進など、生活を支える地域公共交通の利便性向上、新たな交通体系構築に向けた検討を進めます。

町の取り組み（主要施策）

1-1-1：国道・県道の整備

- 広域的な交通アクセスの向上に向け、渋滞対策をはじめ、未改良区間の早期整備、交差点改良、歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。特に、国道3号の慢性的な渋滞を緩和し、災害時や救急搬送時などの円滑な移動の確保や速達性・定時性の向上により産業活動の支援を図るため、国道3号バイパスの早期実現を目指します。

1-1-2：町道の整備

- 国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、環状道路となる町道の整備を計画的・効率的に進めます。

1-1-3：安全で快適な道づくりの推進

- 道路整備にあたっては、危険箇所の改善、排水路の整備、歩行空間の確保など安全性やバリアフリー化、災害時への対応、環境・景観に配慮した安全で快適な道づくりを目指します。

1-1-4：狭あい道路の改修と橋梁の計画的な維持修繕

- 住民が安全で快適に生活できる住環境を確保するため、4 m 未満の狭あい道路の改修を進め、居住空間の改善に努めます。また、舗装修繕計画に基づき、計画的な舗装修繕に努めるほか、定期的な橋梁点検に努め、橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の計画的な維持修繕を行います。

1-1-5：公共交通機関の充実・利用促進

- 住民の日常生活に不可欠な交通手段確保のため、既存バス路線の利便性向上と路線維持・交通ネットワークの充実に努めるとともに、予約型乗合タクシーの利便性向上に取り組めます。また、都市部へのアクセス向上のため、高速バスの利用促進を進めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 国道3号バイパスの重要性について理解を深め、早期実現に向け機運を高めましょう。
- 道路を大切に利用しましょう。道路の清掃などに協力するなど、美しい街並みの維持に努めましょう。
- 多様な交通手段の一つとして、公共交通機関の必要性を理解し、積極的に利用しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	県道三瀬上陽線歩道整備（牟礼地区） 用地買収執行率	%	0	100
2	町の道路の整備状況についての満足度	%	32.9	↑
3	町道の規格改良率(道路幅4m以上)	%	65.2	66
4	公共交通機関の便利さについての満足度	%	17.2	↑
5	デマンドタクシー利用者数	人	12,000	15,000

施策1-2 上下水道・生活排水

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 安定供給が可能な水道施設、水道事業の健全運営により、安全な水が供給され、住民が安心して水道水を使用しています。
- 生活雑排水の衛生的な処理体制により、健全な水循環が維持されています。

施策大綱

- 町内の生活排水対策を推進するため、河川の水質監視や事業所に対する排水の改善、水洗化の普及等、水質汚濁防止に努めます。また、上下水道事業の状況に注視し、中長期的なビジョンを持って事務事業の合理化、効率化や経費の節減等、健全な運営に取り組みます。

町の取り組み（主要施策）

1-2-1：水道事業運営の健全化と施設の長寿命化

- 水道事業の事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。また、自然災害などに備え、安定供給できる施設の構築を図るため、施設の点検診断を行い、長寿命化の推進、施設の更新に備えて積立金の積み増し、維持管理費の縮減に努めます。

1-2-2：下水道・污水处理施設の整備推進

- 下水道認可区域内の面整備を計画的に行うとともに、認可区域以外の地域における合併処理浄化槽の設置を進め、町全域における污水处理施設整備の早期実現に努めます。また、戸別訪問等により下水道への加入を促進します。

1-2-3：生活排水対策の処理体制とし尿などの処理体制の充実

- 生活排水対策を推進するため、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備・適正管理を推進するとともに、水質汚濁の防止に努めます。また、下水道事業の進捗に伴うし尿の減少と、浄化槽汚泥の増加も見据えながら、広域的連携のもと、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努めるとともに、県と連携して浄化槽の適正管理に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 水資源を大切に利用しましょう。
- 家庭排水は下水道に接続、浄化槽を設置するなど、適切に処理しましょう。

数值目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	水道事業建設改良積立金（定期預金）	百万円	576	896
2	下水道普及率（下水道処理区域内人口/総人口）	%	47.4	49.3
3	下水道接続率 （水洗便所設置済人口/処理区域内人口）	%	73.9	75.4
4	污水处理人口普及率	%	87.6	89.0

施策1-3 住環境

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 空き家等に関する対策、住宅の適切な管理により、安全な生活環境が保たれています。
- 公園の計画的な修繕、改修に取り組み、子どもたちをはじめ、多くの住民が親しみ憩いの空間が確保されています。

施策大綱

- 世代を問わず誰もが暮らしやすい住環境の整備に向けて、住宅の耐震化、危険ブロック塀の撤去、狭あい道路の改修等、住宅空間の利用価値向上を進めます。また、空き家対策では、適正管理を促進し、危険空家の排除に向け、定住促進と安全・安心な住環境の確保を目指しています。
- 住民の憩いの場、子どもたちが元気に遊べる場として、公園内のトイレの改修や遊具等の空間整備を進め、誰もが安全に快適に利用できる公園づくりを進めます。

町の取り組み（主要施策）

1-3-1：空家の予防と対策の推進

- 「空家対策の推進に関する特別措置法」及び「広川町空家等対策計画」に基づき、適正管理を促進し、危険空家除去に対する補助を引き続き実施します。
- 空き家を放置した場合のリスクや、相続や贈与など、適切な情報発信により、放置空き家を抑制するとともに、専門職と連携し、空き家の流通・利活用につなげます。

1-3-2：安全・安心な住宅地の形成

- 定住促進と安全・安心な住環境の確保のため、秩序ある開発行為の指導を行います。また、広川町耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化と危険ブロック塀などの撤去に努めます。

1-3-3：安全・安心な公園づくり

- 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等の安全管理に努め、誰もが安全に快適に利用できる公園づくりを進めます。
- 住民の憩いの場やレクリエーション、健康増進のために活用できる、既存公園の改修に取り組みます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 住宅を建設する際は、法令を遵守し、適正な開発と土地の有効活用を心がけましょう。
- 空き家、空き地の管理は、所有者が責任を持って行いましょう。継続して管理することが困難な場合は、支援制度等の活用や専門的な助言を受けるなど、空き家が管理不全のまま放置されることのないよう心がけましょう。
- 身近な公園や緑地を大切に使い、維持管理に協力しましょう。
- マナーを守って安全に公園を利用しましょう。
- 安全で安心して暮らせるために、住宅の耐震化について理解を深めましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	住宅生前整理研修・相談会	回	0	4
2	町の居住環境の整備状況についての満足度	%	32.9	↑
3	公園トイレの洋式化（洋式トイレの割合）	%	38.5	75.0
4	町の公園・緑地の整備状況についての満足度	%	23.7	↑

施策1-4 防災・消防

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 様々な災害に備えたまちづくりが進み、住民の安全・安心な暮らしが守られています。
- 消防・救急体制の充実が図られ、住民の安全・安心につながっています。

施策大綱

- 防災対策では、ハザードマップ等の更新、周知等を通じて、防災減災意識の高揚を図るほか、避難所運営の充実、地域とともに避難行動要支援者の把握、避難支援体制の整備、的確な情報伝達に努めます。また、防災拠点施設整備事業への順次着手、土砂災害対策としての砂防ダムの整備や地滑り、急傾斜地対策の実施、治水対策として広川等の県営河川の改修や井堰改修等を推進するなど、ソフト・ハードの両面から、町土の強靱化に取り組みます。
- 消防・救急体制については、消防車・救急車両、資機材の確保、広域活動体制の充実強化を図るほか、消防団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質向上に取り組み、活性化を図ります。

町の取り組み（主要施策）

1-4-1：総合的な地域防災・減災体制の確立

- 防災拠点施設整備については、災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう順次着手していきます。また、県や町が提供する災害情報については、住民が取得しやすいように、今後も複数の手段を相互補完的に活用し、的確な情報伝達に努めます。
- 各避難所運営の充実を図り、住民の安全確保に取り組みます。

1-4-2：地域防災体制の充実・強化

- 自主防災組織の設備機能の充実と地域防災リーダーの育成、組織運営・体制強化を推進し、地域防災体制の強化に取り組みます。また、ハザードマップの周知により、防災減災意識の高揚を図ります。

1-4-3：避難行動要支援者対策の充実

- 避難行動要支援者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

1-4-4：常備消防・救急体制の充実

- 消防・救急体制の基盤強化を図るため、消防施設、消防車・救急車などの車両、資機材の整備及び消防職員の確保と消防活動を効果的なものとするため、広域活動体制の充実強化を図ります。

1-4-5：消防団体制の充実

- 消防団の団員補充対策や処遇改善に努め、研修・訓練の充実による団員の資質の向上を図ります。また、多様化する災害に対応できる装備の充実強化に努めます。

1-4-6：防火・救命に関する知識の普及

- 防火講習会・消火訓練、AED（自動体外式除細動器）による応急手当講習会など、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

1-4-7：治山治水対策の推進

- 必要な河川井堰の改修等について県と計画的に進めていきます。また、防災重点農業用ため池の劣化調査に取り組みます。
- 治水対策として広川等の県営河川の改修推進を図り、土砂災害対策として砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加しましょう。
- いざというときに支え合えるよう、ふだんから地域との関わりを持ち、地域防災力を高めましょう。
- 災害時の避難場所や身近な危険箇所をあらかじめ把握しておきましょう。
- 高齢者や障がい者、妊産婦等の避難支援や、避難所での援助を求められたときは、できる限り協力しましょう。
- 大雨時に町内の排水路内へごみや刈り草、落ち葉、土砂などが流れ込んだり、排水の妨げにならないよう維持管理に協力しましょう。
- 消防団の活動を理解し、積極的に入団、協力しましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	避難場所を知っている住民割合（アンケート）	%	71.2	↑
2	インターネット環境が無い方の防災情報配信登録者数(電話・FAX)	人	37	100
3	自主防災組織の活動実施割合（32地区）	%	50	100
4	避難支援に関する個別支援計画策定者数	人	52	70
5	広川・長延川の井堰の統廃合数	箇所	9	2

施策1-5 生活安全（防犯・交通安全）

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 住民が防犯や交通安全に対する知識が深まり、犯罪や事故に巻き込まれない環境づくりが進んでいます。
- 久留米消費生活センターと連携し、消費者被害を最小限に止めるための相談体制が整っています。

施策大綱

- 防犯対策では、八女警察署などとの連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進するとともに、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理、防犯カメラの計画的な設置を進めるなど、町ぐるみで防犯体制の強化を図ります。
- 交通安全対策では、広川町通学路交通安全プログラムに基づき、児童・生徒の事故防止対策に取り組むほか、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置など、住民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 消費者被害の防止に向けては、行政区の行事に合わせて共催するなど、消費生活への知識の啓発に努めるとともに、久留米市消費生活センターとの連携を継続し、相談しやすい体制を確立します。

町の取り組み（主要施策）

1-5-1：地域防犯対策の推進

- 八女警察署及び八女地区防犯協会、少年補導員などとの連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進し、住民の防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者などの支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。
- 行政区や事業所及び小・中学校PTA、八女交通安全協会などの自主的な見守り活動をはじめとした安全活動を促進し、町ぐるみによる防犯活動の体制強化を図ります。また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。さらに、町内の危険箇所を選定し、防犯カメラの計画的な設置を進めます。

1-5-2：交通安全意識の啓発

- 交通事故の発生を防止するため、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など、住民の交通安全意識の向上を図ります。

1-5-3：安全な道路環境の整備・維持

- 交通の安全を確保するため、交通安全施設の設置や、歩道が整備された道路への道路照明灯の設置を推進し、安全な道路環境の整備を計画的に進めます。
- 通学路における安全確保のため、教育委員会、道路管理者、警察が連携し、広川町通学路交通安全プログラムに基づいた、児童・生徒の事故防止対策に取り組みます。

1-5-4：消費生活相談の実施・消費生活に関する情報の提供

- 久留米消費生活センターとの連携を継続し、相談しやすい体制を確立します。消費者講座の開催については行政区との連携により、行政区の行事に合わせて共催していきます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域ぐるみで行う防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 電話をしながらATM操作をしている方を見かけたら、声をかけたり、金融機関の職員や警察に通報しましょう。
- 通園・通学時の見守り等、子どもの安全を守る活動に参加、協力しましょう。
- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	防犯カメラ設置箇所数	箇所	27	40
2	町の防犯・交通安全体制についての満足度	%	32.5	↑
3	交通事故発生件数（年）	件	88	↓
4	迷惑電話防止機器の設置	基	94	120

基本方針 2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち



基本方針を取り巻く環境

- 少子高齢化や核家族化、人口減少などにより、家族や地域社会によるこれまでの支え合いが失われつつあり、支援を必要とする人やケースが増えていくことが見込まれる中で、一人ひとりの生涯に寄り添っていく保健・医療・福祉を実現していくためには、一人ひとりの違いや多様性を理解したうえで、互いの垣根を取り払い、共に支え合う社会（地域共生社会）を実現していくことが大切です。
- 町内には、次代を担う子どもたちや、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者、介護を必要としている人、障がいのある人（障害者手帳所持者、医療受給者）等、様々な支援を必要とする人たちが一緒に暮らしています。そのため、本人やその家族、医療、介護の専門職等だけではなく、地域全体で必要な支援や困りごとに寄り添える包括的、重層的な支援体制の構築が求められます。
- いつまでも住み慣れた場所で自分らしく安心して暮らすことができるよう、自身の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸とともに、保健・医療・福祉が連携し、地域社会全体で支えながら、いざというときの社会全体のセーフティネットとして、社会保障制度が機能するよう適正な運用が求められます。

[基本方針の構成と展開]

基本方針 2 保健・医療・福祉 一人ひとりの生涯に寄り添うまち

2-1	健康づくり・保健活動・医療体制
2-2	子育て支援
2-3	地域福祉
2-4	高齢者福祉・介護保険
2-5	障がい者福祉
2-6	社会保障

施策2-1 健康づくり・保健活動・医療体制

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 各種健（検）診の受診や保健活動を通じて、住民一人ひとりが自身の健康管理に努めています。
- 地域医療体制、救急時や休日・夜間などの救急医療体制の整備により、必要な医療を安心して受けられる環境が確保されています。

施策大綱

- 住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防に向けた健診をはじめ、特定保健指導の実施や健康教育、健康相談等、フォローアップ体制の充実を図ります。また、各地区で開催される高齢者サロンや地域通いの場などにおいて、健康づくりやフレイル予防に関する講話等を行い、町全体で健康への認識を高めるほか、こころの健康に関しては、相談・支援体制の拡充と社会復帰促進にも注力します。
- 医療体制では、八女筑後医師会との連携のもと、地域医療体制の整備・充実を図るほか、救急時や休日・夜間などの救急医療体制の強化に努めます。

町の取り組み（主要施策）

2-1-1：健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

- 健康寿命延伸のための健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。また、健康づくりに関する自主組織の醸成を促し、健康づくり推進協議会や食生活推進会活動の活発化を通じて住民の主体的な健康づくりを促進します。

2-1-2：各種健診の充実

- 生活習慣病予防に向けた特定健診の実施をはじめ、がん検診などの各種健診の充実を図ります。また、特定保健指導の実施や健康教室、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。
- 健康問題は自分自身の問題であることへの理解促進のため、各地区での集まりにおいて健康課題を伝え、本町全体に健康課題を浸透させつつ保健指導を強化します。

2-1-3：精神保健福祉対策の推進

- 心の健康づくりに関する知識等の普及を図り、必要に応じて、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう啓発します。
- 広川町障がい者基幹相談支援センターシエルや県保健所を中心に関係機関との相談支援体制の維持・拡大を目指し、誰もが気軽に相談できる環境を整備するとともに、社会復帰に向けた支援等、継続した支援につながるよう推進します。

2-1-4：歯科保健の推進

- 歯科保健に関する住民の意識の高揚や成人歯科健診及び相談事業の実施並びに、乳幼児歯科健診と保健指導の充実に努め、生涯を通じた歯の健康づくりを促進します。また、妊婦歯科健診を実施し、妊婦の口腔衛生の向上を図ります。

2-1-5：感染症対策の推進

- 医療機関との連携のもと、結核や肝炎、新型インフルエンザなどの新型ウイルス感染症に関する正しい知識の普及や予防接種の推進等による感染拡大防止体制の充実に努めます。
- 感染症予防の周知については、広報・回覧・ホームページ・LINE など多様な手段を利用して啓発に努めます。

2-1-6：食育の推進

- 関連部門が一体となって、食育推進の4本柱（食のバランス、健康、地産地消と伝統料理、食文化と食環境・食の安全）に沿った各種施策を推進します。
- 健診または育児相談の際、管理栄養士による乳幼児の食育についての相談・指導に努めます。

2-1-7：地域医療体制の充実

- 疾病の重症化に加え、新たな感染症などに迅速に対応するため、八女筑後医師会ほか関係機関との連携のもと、地域医療体制の整備・充実を進めます。
- 休日・夜間などの救急医療体制の強化に努めるとともに、救急安心センター事業（#7119）や小児救急の電話相談（#8000）について、町広報やホームページ等による周知を行います。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 定期的に健診（検診）を受診しましょう。受診した結果、要精密検査と判定された場合は医療機関での精密検査を受診しましょう。
- 健康のための生活や運動習慣、食習慣を理解し、実践していきましょう。
- 地域や仲間と健康課題について考え、改善するための活動に取り組んでみましょう。
- 日頃から安心して診察を受けられる、かかりつけ医の確保に努めましょう。
- 医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。
- 救急車はどのようなときに呼ぶべきか、ふだんから意識しておきましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	健康増進のために1日30分以上の運動をしている人の率	%	37.1	↑
2	特定健康診査の受診率	%	52.4	60
3	各種がん検診受診率	%	25.5	30
4	乳幼児予防接種完了率（就学前）	%	76.5	85
5	町の医療環境について満足している人の率	%	51.7	↑
6	かかりつけ医を持っている住民割合	%	73	↑

施策2-2 子育て支援

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 地域や子育てに関わる関係者が連携した切れ目のない支援によって、安心して子育てができ、地域に支えられながら子どもたちが健やかに成長しています。

施策大綱

- 子育て支援では、子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターの利用を促すなど、地域の実情や時代に即応できる施策を推進し、妊娠期、0歳から18歳までの切れ目のない支援の実施や保育ニーズに対応した事業内容の充実、質の向上とともに、待機児童の発生防止に努めます。
- 広川町子ども家庭総合支援拠点と広川町要保護児童対策地域協議会を中心とした、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

町の取り組み（主要施策）

2-2-1：総合的な子育て支援の充実

- 広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画（広川っ子すくすくプラン）に基づき、病児保育、子育て支援センター事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童健全育成事業（学童保育所）、ファミリー・サポート・センター事業などを展開し、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。
- 第3期に向けた、子育て世帯へのニーズ調査等をもとに、今求められている現状を把握し、次期計画策定を進めていきます。

2-2-2：保育環境の体制整備

- 保育ニーズに対応した事業内容の充実や施設などの保育環境の改善とともに、待機児童の発生防止に努めます。
- 子育て世帯の現状を把握し、一時預かり事業や延長保育事業などの地域保育事業を行い、地域の実情や時代に即応できる施策を推進します。

2-2-3：要保護児童などへのきめ細かな対応

- 広川町子ども家庭総合支援拠点と広川町要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児などに対する相談体制の充実など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

2-2-4：母子保健と子育て支援の連携強化

- 妊娠期から18歳まで、切れ目のない支援を行います。育児不安や子育ての悩みを解消し、子どもを安心して産み育てられるよう「広川町子どもサポートセンター」を拠点とした各種相談・援助体制の充実に努めます。
- 母子健康手帳交付時に状況を把握し、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の結果とともに訪問や電話により経過の観察を行い、必要な相談や関係機関につなげます。
- 子育て中の保護者が孤立しないよう、子育て支援センターの利用を促し、育児相談や子育て支援講座を通して、子育て中の仲間づくりなど子育て環境の整備に努めます。また、申請や予約ができる新たな機能を追加した母子手帳アプリやホームページなどを活用し子育て情報を提供します。

2-2-5：「子ども家庭センター」による相談体制の一体化

- 広川町子育て家庭総合支援拠点と広川町子どもサポートセンターの機能を合わせ持つ「子ども家庭センター」により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。
- 妊産婦、保護者、子どもの意見や希望を確認、汲み取りつつ、地域の関係主体とつながり地域資源を活用しながら関係機関のコーディネートを行い、地域と必要なサービスをつないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担います。サポートプランの作成や家庭支援事業や地域保育事業への勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメントします。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域における子育て支援活動に積極的に参加しましょう。
- ワーク・ライフ・バランスや男性の育児参加など仕事と子育ての両立支援に対し、理解を深めましょう。
- 利用者のニーズに沿った適切な保育サービスを利用し、仕事や自身の生活を両立できるよう努めましょう。
- 事業所では、保育サービスや支援に関わる人材育成に努めましょう。
- 地域全体で子育てを担っているとの意識を持って、地域の子どもや子育て家庭を見守り、子育てを地域ぐるみで応援していきましょう。
- 日頃から子育てをしている人同士の交流を深めるなどして仲間づくりに努め、子育ての悩みや困りごとがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。

数値目標				
No	指 標 名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	保育所の待機児童数	人	0	0
2	母子手帳アプリの登録者数	人	457	850
3	相談を受け支援に繋げたマネジメント率	%	-	100

施策2-3 地域福祉

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 多くの住民が地域でともに支え合う意識を持ち、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしています。
- 身近な地域での困りごとに対して、支援する地域の担い手が育っています。

施策大綱

- 地域に暮らす誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域福祉活動を担う様々な主体とともに地域福祉活動を促進し、複雑化・多様化する困りごとに対し、早期に支援につながる相談体制を構築します。
- 高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備、住宅改修などを推進し、人にやさしい環境整備に努めていきます。

町の取り組み（主要施策）

2-3-1：地域福祉に関する意識高揚と人材育成

- 地域住民への周知や働きかけにより、地域福祉を担うボランティアの人材育成と、ボランティアが活動できる場の確保に向けた支援を図り、地域福祉活動の促進に取り組みます。

2-3-2：生活・福祉課題に係る相談支援体制の充実

- 社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員協議会や関係団体、民間事業者などとの連携を図り、複雑化・多様化する生活課題など支援が必要な人に対する相談支援体制の構築を継続します。

2-3-3：人にやさしい環境整備の推進

- 高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備、住宅改修などを推進するとともに、協議会等による関係機関との連携を図りながら、人にやさしい環境整備に努めていきます。

2-3-4：成年後見制度等の利用促進

- 認知症や障がい等があっても、その人の意思が最大限に尊重され、地域で自立した生活が送れるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。
- 成年後見制度の利用促進に向けて、相談支援をはじめ、多職種が連携して相互に関わる地域連携ネットワークや中核機関の整備等、適切な支援につなげるための仕組みを構築します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 行政や福祉関係者だけでなく、住民一人ひとりが福祉への関心を持ち、ともに生きる社会の実現に努めましょう。
- 地域福祉活動に参加するなど、ボランティア活動に興味を持ち、地域の中で助け合い、支え合う活動を実践しましょう。
- 生活の不安や悩みをひとりで抱えず、町や関係機関に相談しましょう。
- 地域で困っている人がいたら、相談ごとに耳を傾け、支援につなげましょう。手助けできることがあれば、積極的に取り組みましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	福祉教室参加者数（延べ人数）	人	566	800
2	福祉ボランティア登録者数	人	104	150
3	成年後見制度の利用支援者数	人	2	10
4	成年後見制度を知っている人の率	%	調査中	↑

施策2-4 高齢者福祉・介護保険

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 高齢者が、自身の尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう様々な支援が充実しています。
- 「チームオレンジ」とともに地域で認知症の人を理解し支え合う仕組みづくりが進み、認知症になっても暮らしやすい地域となっています。

施策大綱

- 高齢者が生きがいや役割を持ち、豊かな生活が送れるよう、健康づくりや交流の場の提供、就業支援に努めるほか、緊急通報装置の設置や地域での見守り活動による定期的な安否確認、買物支援など、さらなる福祉サービスの向上や総合的な事業推進体制の強化を図り、住み慣れた地域で安心して住み続けることができるまちづくりを推進します。
- 医療・介護の多職種が連携した包括的かつ継続的にサービスが提供できる体制の構築等、地域包括ケアの深化に向けた取り組みを引き続き推進します。
- 研修会や出前講座を通じて認知症への理解を広めるとともに、医療・介護関係者等と連携しながら、地域の支援者をつなぐ「チームオレンジ」の体制整備を図り、認知症の人を地域で支えるまちづくりを進めていきます。

町の取り組み（主要施策）

2-4-1：介護予防と高齢者支援施策の推進

- これまで実施してきた事業や取り組みの見直しを行うとともに、住民ニーズや新たな課題についての実態把握を行ったうえで、第9次高齢者保健福祉計画を策定し、さらなる福祉サービスの向上や総合的な事業推進体制の強化を図ります。
- eスポーツを活用し、必要な判断力や手指や体を使う運動との連動、視覚・聴覚への刺激、競技を通じた仲間との交流により、高齢者の認知症予防・介護予防につなげていきます。

2-4-2：生きがいづくりと社会参加の促進

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ち豊かな生活が送れるよう、社会参加の促進や健康づくり・交流の場の提供、知識や技能を生かした就業支援に努めます。

2-4-3：高齢者が住みよいまちづくりの推進

- 生活環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急時における救急要請などの対応及び日常生活相談、定期的な安否確認を行う緊急通報装置の設置や地域での見守り活動、買物支援など高齢者が安心して住み続けることができるまちづくりを推進します。

2-4-4：在宅医療・介護連携の推進

- 町内の多職種が情報交換を行うための研修会等を企画・実施するとともに、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的にサービスが提供できる体制の構築に向けた取り組みを推進します。

2-4-5：認知症施策の推進

- 小中学校や一般住民を対象とした出前講座を開催し、今後ますます増加すると考えられる認知症について、広く理解してもらう活動を継続します。
- 地域の支援者をつなぐ「チームオレンジ」の体制整備に向けて、認知症地域支援推進員と協力しながら、医療・介護関係者等と連携するなど、地域の実情に応じた認知症施策の推進を図り、認知症の人を地域で支えるまちづくりを進めていきます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 地域活動に積極的に参加し、自身の経験や能力を地域の力として生かしましょう。
- 認知症サポーター養成講座等を受講し、認知症への理解を深めましょう。
- 地域での見守り活動に参加しましょう。
- 介護に関する不安や悩みを家庭内で抱えず、町や関係機関に相談しましょう。

数値目標

No	指標名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	介護予防教室参加者数（実人数）	人	299	360
2	eスポーツ体験会・交流会参加者数（延べ人数）	人	0	1,500
3	地域サロンの普及	箇所	27	30
4	地域通いの場の普及	箇所	5	8
5	移動販売実施行政区数	行政区	24	30
6	チームオレンジの設置数	チーム	0	3

施策2-5 障がい者福祉

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 障がいのある人やその家族からの相談に寄り添い、支援やサービスを受けながら、自らが望む暮らしを実現しています。
- 障がいのある人が、社会の一員としてともに支え合いながら、職場や地域で自らの能力を発揮しています。

施策大綱

- 住民一人ひとりの障がいに対する理解を深め、障がいの有無に関わらず社会参加でき、地域での自立した生活を支えていくために、障がい福祉サービスの安定した提供とともに、必要とされる情報の提供や相談体制の整備に努め、支え合いのある自立と共生の障がい者（児）支援を目指します。
- 子どもの成長段階に応じた発達支援に向けて、広川町障がい者等自立支援協議会子ども支援部会を通して町内事業所の連携を図るなど、急増する発達障がい等に対する支援を推進します。

町の取り組み（主要施策）

2-5-1：障がい者支援の総合的推進

- 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」に基づく障がい福祉サービス、障がい児通所サービスの利用促進を継続し、需要と供給のバランスを管理することで安定したサービス提供が可能な体制を維持します。
- 「障害者地域生活支援拠点センターすいれん」と「障がい者基幹相談支援センターシエル」を中心とした支援体制の充実・強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2-5-2：広報・啓発活動の推進

- 障がい者差別解消支援地域協議会を中心に障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供など、連携体制を強化しながら、さらなる制度の周知・啓発を推進します。

2-5-3：障がい児サービス・相談体制の充実

- 増加している発達障がい等の障がい児について、継続した計画相談支援等を通じて福祉サービスの提供体制の確保に努めます。
- 障がい者基幹相談支援センターシエルを中心に子ども支援部会を通して町内事業所の連携を図ることで、児童の相談支援体制を促進します。

2-5-4：就労機会や社会参加の促進

- 就労支援ネットワーク部会の活動を中心に町内外の関係機関との連携を進め、障がい者の就労の機会や場の拡大に努めます。また、障がい者基幹相談支援センターシエルや関係機関との連携を維持し、相談支援体制の充実を図るとともに障がい者の就労に係る周知・啓発に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 障がいのある人の権利を尊重し、ともに暮らす社会の一員として理解を深めましょう。
- 暮らしの中で困ったことがあったら、町や相談事業者等へ相談しましょう。
- 利用可能な障がい（児）福祉サービスを積極的に利用し、自立を目指しましょう。
- 障がい者を支援するボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 障がい者を積極的に雇用するなど、社会参加を後押ししましょう。
- イベントや行事を開催する際は、障がいの有無に関わらず、誰でも参加しやすいように心がけましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	障がいのある人への理解が進んでいると思う人の率	%	調査中	↑
2	障がい児に関する相談支援実施数（延べ人数）	人	662	860
3	訓練などへの給付サービスの利用者数	人	166	216

施策2-6 社会保障

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 国民健康保険をはじめとする社会保障制度が、住民の生涯を支える重要なセーフティネットとして、適正に運営されています。

施策大綱

- 国民健康保険をはじめとする社会保障制度は、住民の生涯設計における重要なセーフティネットであるという認識のもと、適正な賦課総額の確保・徴収に努めます。納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。
- 後期高齢者医療制度に対する理解を深め、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図るなど、後期高齢者医療保険料の収納率向上に努めます。

町の取り組み（主要施策）

2-6-1：国民健康保険事業の適正運営

- 国民健康保険資格異動未届者に対して個別指導を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。また、広報・啓発活動を通じ、国民健康保険制度に対する理解を求め、診療報酬明細書点検や医療費通知などにより適正受診を促進し、医療費の抑制・適正化に努めます。
- 国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、収納率の向上に努めます。また、引き続き保険税算定方法の見直しに取り組みます。
- 特定健康診査・特定保健指導を行い、生活習慣病対策の強化、ジェネリック医薬品の普及促進に努めるなど、医療費の抑制に努めます。

2-6-2：後期高齢者医療制度の適正運営

- 後期高齢者医療制度に対する理解や医療費に対する関心を高め、適性受診を促進し、医療費の適正化に努めます。また、納付意識の高揚や徴収体制の充実を図り、後期高齢者医療保険料の収納率の向上に努めます。
- 高齢者の健康増進を図り、きめ細やかな保健事業と介護予防を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

2-6-3：子ども・障がい者・ひとり親家庭などの医療制度の運営

- 関係各課と連携を密にし、対象者の漏れなどが無いよう把握に努めるとともに、広報やホームページを活用して制度の周知を図ります。

2-6-4：国民年金制度の周知

- 広報・啓発活動の推進などにより国民年金制度の周知を図るとともに、住民の年金受給権確保のため、年金相談の充実により、制度への住民の理解と関心の向上を図ります。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 自身の健康状態を把握するために、積極的に健診を受診するなど、健康に対する意識付けをしましょう。
- 積極的にジェネリック医薬品を活用しましょう。
- 同じ症状で医療機関を転々とする“はしご受診”はやめましょう。
- 持病や基礎疾患をしっかり認識し、重症化させないよう適切に食事、運動、睡眠をとりましょう。
- 保険税は納期限内に納めましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	国民健康保険被保険者の一人当たりの年間医療費	千円	421	→
2	国民健康保険税の収納率	%	94.9	↑
3	後期高齢者医療被保険者の一人当たりの年間医療費	千円	1,186	→
4	後期高齢者医療保険料の収納率	%	99.9	→

基本方針 5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち



基本方針を取り巻く環境

- 本町の教育は、昭和 33 年に上・中・下の三中学校が統合され、以降は時代に即して、小中学校が連携して9か年で子どもたちの確かな学力の向上、豊かな人間性の育成、健やかな体を育むなど、学校教育の充実に取り組んでいます。近年では、地域学校協働活動本部を設置し、学校運営協議会と連携して取り組むなど、地域と保護者が一体となって児童生徒の育成にあたる、地域総ぐるみによる教育が、本町の特徴ある教育環境として定着しています。
- 本町において郷土を守り、未来を担う人材を育てていくためには、子どもたちがいつまでも自らの可能性を伸ばすことができるよう、幼保小の連携に加え、引き続き小中9か年の一貫した学校教育のさらなる充実を図る必要があります。また、子どもたちが家庭や地域と関わりながら伸び伸びと成長できる家庭教育・青少年健全育成の充実を図るとともに、自分の将来に向かって意欲的に学ぶことのできる教育環境の充実が求められます。
- 人生 100 年時代といわれる中で、誰もが生涯にわたって学び続け、その成果を生かすことができるよう、参加しやすい機会の充実を図るとともに、連綿と受け継がれてきた地域文化の保存、継承、活用のほか、スポーツ・文化芸術に親しめる環境を整え、生涯を愉しめる取り組みを進める必要があります。

[基本方針の構成と展開]

基本方針5 教育・文化 郷土を守り、未来を担う人を育むまち

5-1 学校教育

5-2 家庭教育・青少年健全育成

5-3 生涯学習・社会教育

5-4 スポーツ・文化芸術

施策5-1 学校教育

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、知・徳・体を磨き、自立を支える教育が進められています。
- 地域の活力を教育に取り込み、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもを育てる社会環境づくりが進められています。

施策大綱

- 学校教育では、一人ひとりの児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、加速度を増し複雑で予測困難となってきた社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることを目指します。
- 老朽化した学校施設の大規模改修を行うなど、施設機能、環境性能及び快適性の高い学習環境を整備するほか、いじめや不登校などに対しては、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、家庭や地域と一体となって未然防止・早期発見・早期解決に努め、安全・安心な風土を醸成し、児童生徒の安全な学校生活を確保します。

町の取り組み（主要施策）

5-1-1：確かな学力の向上

- 基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばし、「生きる力」の育成のため、「知識・技能」の習得、「思考力・判断力・表現力」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養を図ります。また、個に応じた指導体制・指導方法の工夫改善に努めながら、時代の変化に対応した教育の充実を図ります。

5-1-2：豊かな人間性の育成

- 人間性・社会性など豊かな心を育むため道徳教育や体験活動の充実を通して、人権を尊重する意識の形成や基本的な生活習慣の確立・規範意識の向上を図ります。

5-1-3：健康・体力の向上

- 児童生徒一人ひとりの実態に応じて、体育の学習や体育的行事などを中心に体力の向上を図ります。また、食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を身につけるための食育を学校・家庭・地域が連携して推進します。

5-1-4：いじめ・不登校への対応

- いじめや不登校、その他多様な児童生徒の課題に対し、学校及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を図るとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりや教育相談事業の周知を行い、問題の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。
- 日々の授業や学校行事などにおいて、すべての子どもが主体となって取り組む「絆づくり」と、すべての子どもが落ち着ける場所となるよう教職員主導で行う「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校などを生まない学校づくりを推進します。

5-1-5：特別支援教育の推進

- 特別支援教育にかかる教材、施設の整備・充実や特別支援介助員などの配置を引き続き行い、特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、適切な就学相談・支援に努めます。

5-1-6：学校・家庭・地域の連携強化

- 保護者・地域住民の参画による学校運営協議会を中心に、学校・家庭・地域及び教育委員会が連携・協働し、一体となって学校運営の改善や地域とともにある学校づくりを推進します。

5-1-7：今日的な教育ニーズへの対応

- 教職員の ICT 活用力の向上を図るための研修を実施し、ICT を効果的に活用した教育活動を充実させ、タブレット端末の日常的な活用を推進します。また、グローバル化に対応するために、小学校において英語専科による学習指導の充実を図ります。

5-1-8：教職員の指導力・学校の組織力の向上

- 教職員の資質向上のため、研修会の実施などにより実践的研究を推進し、教職員自らが研究と修養に取り組むことができる体制の充実を図ります。また、教職員の働き方改革を推進し、効果的に教育活動が行える職場環境づくりに努めます。

5-1-9：学校教育施設・設備・機器の整備・充実

- 長寿命化計画に基づき、老朽化が進む学校施設の大規模改修などを実施します。

5-1-10：子どもの安全の確保

- 通学路に関しては、引き続き、学校や PTA からの改善要望に対応していきます。また、登下校時の地域による見守り活動を今後も推進します。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 子どもたちの郷土愛を育み、町の歴史や伝統文化を受け継ぐ人材を育てましょう。
- 地域で学校教育を支え、地域全体で子どもたちを見守りましょう。
- 町内の各小中学校が目指す児童生徒像を共有し、積極的に学校教育に関わりましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	全国学力・学習状況調査における「国語、算数・数学」の標準化得点（全国平均）	点	小:国 102 算 102 中:国 98 数 94	100 以上
2	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における小学 5 年生、中学 2 年生の男女の総合点	点	小 54.44 中 45.41	全国平均以上
3	教職員の月 45 時間超過勤務が一月もない割合	%	21	100
4	小中学校トイレの洋式化率	%	40.2	80 以上

施策5-2 家庭教育・青少年健全育成

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 家庭教育の重要性を認識し、学校・家庭・地域が連携して子どもの健やかな成長を支えています。
- 子どもたちに様々な体験や世代間交流を通して、郷土愛や豊かな人間性を持った青少年が育っています。

施策大綱

- 子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育を推進します。
- 青少年の健全育成を目指し、関係機関、家庭などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年のまちづくり活動の参画促進や青少年団体の育成・支援を推進します。

町の取り組み（主要施策）

5-2-1 学校・家庭・地域との連携・協働体制の強化

- 学校、家庭、地域との連携・協働により、地域ぐるみで子どもたちの成長を支援していくため、青少年健全育成町民会議やPTAなど各種団体と連携し、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

5-2-2：家庭教育の充実

- 将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、PTAや子育て支援団体との連携により、発達段階に応じた家庭教育の推進を図ります。
- 「子どもの遊び場事業」を推進するため、「まち子のおにわ」において、遊びのイベントを開催し、健やかな子どもの育成に取り組めます。

5-2-3：青少年の活動促進

- 町の各種まちづくり活動などへの参画やイベント、ボランティア活動などへの自発的な参加を促進するとともに、様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成を推進します。

5-2-4：地域ぐるみによる安全・安心活動の促進

- 各種団体や警察などとの連携により、安全ハウスの設置や交通安全に取り組み、見守り活動など安全安心な地域づくりに努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 家庭では、子どもと話す機会や時間を持ちましょう。
- 地域ぐるみで子どもたちを育てるという意識を持ち、地域の子どもたちを見守り、家庭とともに育む意識を持ちましょう。
- 地域と青少年との関わりを重視し、健やかに成長できる家庭、地域環境づくりを心がけましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
1	子どもの遊び場事業の参加者数	人	800	900
2	青少年のボランティア数（延べ）	人	276	320
3	登下校中の児童生徒の事故件数	件	3	0

施策5-3 生涯学習・社会教育

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 町内の生涯学習拠点施設が積極的に活用され、生涯学習活動を通じて住民の生きがいがづくりや交流の場になっています。

施策大綱

- 地域コミュニティ活動をはじめ、学習拠点である地区公民館や町民交流センター等の各施設において生涯学び続けられる環境を整備し、課題やニーズに応じた学習プログラムの提供や自主的な学びを支援するほか、地域との連携を深め、特色ある生涯学習を推進します。

町の取り組み（主要施策）

5-3-1：特色ある生涯学習プログラムの整備と提供

- 子どもから高齢者まで、生涯学び続ける環境整備を図り、課題やニーズの把握に努め、地区公民館や企業・大学等と連携した特色ある生涯学習プログラムの提供を図ります。

5-3-2：地域学校協働活動の充実

- 将来を担う子どもの健やかな成長を支援するため、地域学校協働本部を中心に学校支援活動・学習支援活動・体験活動など、地域と学校が一体となって子どもの育成に努めます。

5-3-3：公民館活動の推進

- 地域における人々のつながりを深めるとともに、諸団体の活動の活性化を図るため、地区公民館を活用した社会教育を推進します。また、活動の拠点となる地区公民館・広場などの施設の充実を図ります。

5-3-4：町立図書館の充実

- 幅広い年齢層に応じた蔵書整備を進めるとともに、図書館を利用しにくい住民に対しても利用できるよう電子図書等の普及を図ります。また、図書館を身近なものとするよう図書館まつり等の図書イベントを定期的を開催していきます。さらに、小中学校と連携して、リーダーを養成する子ども司書講座等を主催し、次代を担う人材の育成に努めます。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 新たな知識・技能を習得する機会として、積極的に生涯学習活動に参加しましょう。
- 生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしていきましょう。

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	地域・企業・大学等と連携した社会教育事業年間開催数	回	23	35
2	町の生涯学習活動・文化活動に関する取組についての満足度	%	19.4	↑
3	地域学校協働活動を支援する地域住民	人	調査中	↑
4	地区公民館等を活用した地域活動数	回	調査中	↑
5	図書の間貸し出し冊数	冊	87,081	95,000

施策5-4 スポーツ・文化芸術

[2027年に実現を目指すまちの姿]

- 誰もがスポーツ・文化芸術を楽しみ、生涯にわたって心身ともに健やかに取り組んでいます。
- 誰もが郷土への誇りと愛情を持ち、受け継いできた歴史や文化の保護・保全・継承に取り組んでいます。

施策大綱

- 幼児から高齢者、障がいのある人など、誰もが生涯を通じて気軽にスポーツに親しみ、健康づくりにつながるよう支援に努めます。
- 地域の文化芸術においては、住民が様々な文化・芸術に触れる機会を増やし、久留米絃等、町内外に本町の誇るべき地域資源を発信していくほか、住民の文化・芸術活動への支援等を通じて、地域の文化芸術への愛着を深め、活動の成果を通じた交流促進を図ります。
- 町内の貴重な有形無形文化財については、その保護や保存にとどまらず、積極的な活用、後世に継承していくことで、まちづくり活動や地域の活性化を図ります。

町の取り組み（主要施策）

5-4-1：スポーツ施設の整備充実

- スポーツ施設については、老朽化の状況や利用ニーズなど、公共施設長寿命化計画に沿って計画的に改修を進めていきます。

5-4-2：多様なスポーツの普及促進

- 体育協会をはじめ各種スポーツ団体の支援に努めるとともに、多様なスポーツ活動の普及促進や様々な団体等と連携したスポーツの振興を図ります。また、中学校運動・文化芸術部活動の地域移行に努めます。

5-4-3：地域住民の文化芸術の振興

- 文化連盟をはじめ各種自主サークルからなる文化芸術団体への支援に努めるとともに、住民による自主的な文化芸術活動の活発化を支援します。
- 地域の特色を生かした文化祭及び講演会や展覧会の開催など、魅力ある文化行事の企画・開催を地域との協働のもとに進め、多様な文化芸術を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

5-4-4：文化財の保存と活用

- 指定文化財の適正な保存整備を進めるとともに、久留米絃や伝統芸能など無形文化財を保存するための支援を行います。また、それらを活用した講座や展示など、地域の特色を生かした事業を実施することを通じて、後世に継承していくとともに、新たなまちづくり活動の活性化を図ります。

わたしたちにできること（住民・地域・事業者に期待する役割案）

- 健康づくりのため、年齢・体力に応じたスポーツ活動に取り組みましょう。
- 町内のスポーツ施設を積極的に利用するとともに、利用の際は安全に、大切に使いましょう。
- 地域の歴史や文化を風化させないよう、町の財産である文化財を大切に保存・継承しましょう。
- 地域行事、祭りへの参加を通じて、伝統文化の継承に取り組みましょう

数値目標

No	指 標 名	単位	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
1	健康づくりのため町の施設を利用する団体会員数	人	調査中	↑
2	日常的に（週1回以上）スポーツ活動をしている人の割合	%	23	↑
3	文化芸術に関するイベント数	回	3	5